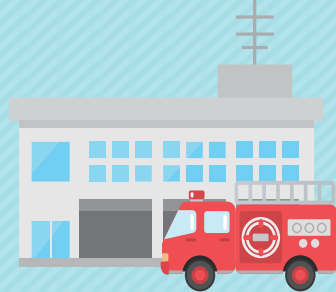


火災通報装置の電話回線について



1 電話回線の変更を行う場合の注意事項

火災通報装置（「消防機関へ通報する火災報知設備」）が接続されている電話回線を、**IP電話回線（NTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線以外のインターネットプロトコル電話回線等）へ変更した場合、火災通報装置の機能が確保できず、119番通報が正常に行われなかったりすることがあります。**

変更する場合、消防署へ事前に相談するとともに届出が必要となります。

●IP電話回線について

IP電話回線に接続可能な火災通報装置には「平成28年4月改正告示適合品」と表示されています。

平成28年4月改正告示前の装置はIP電話回線に対応していません。

●使用可能なIP電話回線の確認ポイント

火災通報装置の電話回線にIP電話回線を使いたいが、使用可能なIP電話回線が分からない場合、通信キャリア（電気通信事業者）へ以下の項目を全て確認してください。



① IP電話の種類は？

POINT ➡ 電話番号が050で始まるIP電話回線は使用できません。

② 消防機関に119番通報が発信できるか？

POINT ➡ できない場合は使用できません。

③ 火災通報装置で119番通報した後、消防機関からの返信を受信できるか？

POINT ➡ 返信を受信できない場合は使用できません。

2 その他の注意事項



建物の住所、名称等を変更する場合は、**火災通報装置の音声メッセージを変更する前に、消防署へ届出が必要となります。**

※音声メッセージの変更がされていない場合、発信元が特定できないおそれがあります。